

福岡県のアレルギー疾患対策について



令和 6 年 10 月 15 日
がん感染症疾病対策課

「福岡県アレルギー疾患対策推進計画（令和6年3月策定）」

〈施策の柱〉

【施策の柱1】アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症

・重症化の予防

【施策の柱2】アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

【施策の柱3】アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

1 アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防

（1）アレルギー疾患を有する者や家族等への適切な情報提供

① 一元的な情報の提供

○ 県ホームページに以下の内容を掲載

・各手引き、パンフレットの掲載

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019改訂版）」（厚生労働省）

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」

（公益財団法人 日本学校保健会）

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（福岡県教育委員会）

「小児のアレルギー疾患保健指導の手引き」（厚生労働省の研究事業）

災害時の対応（各種パンフレット、マニュアル等）

・講習会・研修会の情報

・日本アレルギー学会「アレルギーポータル」

・厚生労働省「リウマチ・アレルギー対策」

・環境省「花粉情報サイト」

・福岡県医師会「花粉情報」

・公益財団法人 日本アレルギー協会（各種パンフレット、ガイドライン等）

② アレルギー疾患に対する正しい知識の普及啓発

【令和5年度実績】

○ 「市民公開講座」

日 時：令和5年11月23日

対 象：福岡県民

参加者：63人

【令和6年度予定】

○ 「市民公開講座」

日 時：令和6年11月4日

対 象：福岡県民

③ 乳児のスキンケアリーフレットの配布

○ 拠点病院監修の下、大塚製薬(株)との協働により作成。母子健康手帳交付及び乳幼児健康診査の際に、保護者の方々へ配布していただくよう依頼。

配布先：市町村 31,875部

産科・小児科のある医療機関（拠点病院から送付）

(2) 生活環境の改善

① 大気環境の情報提供

観測所：県内 18 市町 55 か所

測 定：二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）
光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM_{2.5}）

内 容：監視データを県ホームページで公開。

光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）が高濃度になると予測される場合又は黄砂（PM_{2.5}に関連）の飛来が予測される場合には、「県公式LINEアカウント」を利用して情報発信。

また、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）などが実際に高濃度となり、人の健康に被害が生じるおそれがあると判断される場合には、注意報等を発令し、関係機関に情報提供。あわせて、県の防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び「県公式LINEアカウント」等により広く情報発信。

② 大気汚染の防止

大気汚染防止法等に基づき、工場・事業場の監視指導、自動車排出ガス対策を実施。

③ 花粉症対策

○ 花粉症対策品種（少花粉スギ）の生産や植栽の促進

平成 21 年度から少花粉スギの苗木の生産に着手。その後も県採穂園において、少花粉スギの母樹の造成を継続することで、県内の苗木生産者の少花粉スギ苗木の増産を支援。

また、平成 28 年度から、主伐後の国庫補助事業による再造林において少花粉スギ等を植栽する場合に、県独自に上乗せ補助を実施。

○ 福岡県花粉情報システム事業

福岡県医師会が実施する県民へ花粉の飛散情報を提供している事業に対し補助。

④ アレルギー物質を含む食品表示の充実

○ 食品関係営業施設等に対する監視指導

各保健福祉（環境）事務所において食品関係営業施設等に対する監視指導や収去検査を行い、アレルギー物質を含む食品の適正表示を指導。

○ 食品表示制度の普及啓発

食品製造業者や直売所の出荷者等を対象に、食品表示制度について普及啓発。

○ 食品等の自主回収報告制度による不良食品等の回収の促進

食品衛生法及び食品表示法に基づく「食品等のリコール情報の報告制度」を県民及び事業者周知し、不良食品（アレルギー表示違反含む）の回収を促進。また、法の届出対象外となる自主回収事案について、福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例に基づく自主回収報告制度の運用により、事業者が実施する自主回収の情報を県民へ速やかに情報提供。

⑤ 受動喫煙の防止

○ 令和 2 年 4 月に改正された健康増進法の内容について、県ホームページやチラシ等により情報提供することで、受動喫煙防止対策を推進。また、健康増進法違反の通報等に対する指導及び立入検査等を実施。

2 アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

(1) アレルギー疾患に係る医療提供体制の整備

① アレルギー疾患医療拠点病院の整備

アレルギー疾患を有する人が適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療拠点病院として、平成31年4月1日から独立行政法人国立病院機構福岡病院を指定。

② アレルギー疾患診療連携体制の構築

拠点病院等と連携し、定期的に専門医による病態の評価が必要な患者や、重症、難治性の患者等に対しては、拠点病院で診療を行い、病態が安定化し、治療方針が定まった場合には、かかりつけ医に戻す等の患者の紹介・逆紹介を進めていくことで連携体制の構築を推進。

③ アレルギー疾患を診療する医療機関等の情報提供

アレルギー疾患患者が適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患の診療が可能な県内の医療機関情報について、福岡病院アレルギーセンターのホームページに掲載。

(2) アレルギー疾患に係る医療に携わる医療従事者等の人材育成

- 拠点病院と連携し、最新の科学的知見に基づいたアレルギー疾患に係る知識、保健指導等の技術習得のための研修会を開催。

【令和5年度実績】

日 時：(第1回・集合研修)	令和5年6月18日
(第2回・集合研修)	令和5年11月23日
(第3回・集合研修)	令和6年3月9日

対 象：医療従事者等

参加者：150人

【令和6年度実績・予定】

日 時：(第1回・集合研修)	令和6年6月2日（実施済：参加者42名）
(第2回・集合研修)	令和6年11月4日
(第3回・集合研修)	令和7年1月26日

対 象：医療従事者等

3 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

(1) アレルギー疾患を有する者を支援する人材の育成

拠点病院と連携し、アレルギー疾患を有する者やその家族に対応する機会が多い保健指導従事者等に対して、以下の取組を行う。

- ・保健所、市町村等における技術指導の実施
- ・保健師等の専門職に対する研修会の実施 等

(2) アレルギー疾患を有する者を支援するための連携体制の確保

拠点病院と連携し、日常的に患者へ接している保育所、学校等職員に対して、基本的な知識に加え、緊急時の対応に備えることができるよう、保育所、学校等の職員に対する研修会の実施、各種ガイドラインやマニュアルの周知等を実施。

【令和5年度実績】

- 「児童福祉施設等職員向けアレルギー研修会」
日 時：令和6年3月27日
主 催：がん感染症疾病対策課
対 象：児童福祉施設（保育所除く）、障がい者支援施設等の職員
参加者：90人
- 「福岡県保育士等キャリアアップ研修（食育・アレルギー対応）」
日 時：（集 合 研 修）令和5年9月10日、10月5日、11月9日、26日
（オンライン研修）令和5年11月1日～11月30日、
令和6年1月5日～1月31日
主 催：福祉労働部子育て支援課
対 象：認可保育施設及び届出保育施設等の保育従事者
参加者：764人
- 「食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会」
日 時：令和5年12月20日
主 催：福岡県教育委員会（所管：教育庁体育スポーツ健康課）、
福岡県学校保健会
対 象：国公立学校の管理職・教職員、教育委員会の指導主事等
参加者：295人

【令和6年度予定】

- 「児童福祉施設等職員向けアレルギー研修会」
日 時：未定
主 催：がん感染症疾病対策課
対 象：児童福祉施設（保育所除く）、障がい児支援施設等の職員
- 「福岡県保育士等キャリアアップ研修（食育・アレルギー対応）」
日 時：（集 合 研 修）令和6年9月29日、10月30日、11月28日、12月8日
（オンライン研修）令和6年10月1日～11月30日
主 催：福祉労働部子育て支援課
対 象：認可保育施設及び届出保育施設等の保育従事者
- 「食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会」
日 時：令和6年12月19日
主 催：福岡県教育委員会（所管：教育庁体育スポーツ健康課）、
福岡県学校保健会
対 象：国公立学校の管理職・教職員、教育委員会の指導主事等

（3）相談体制の充実

- 福岡県アレルギー相談窓口の運営
アレルギー疾患を有する者やその家族、保育所や学校関係者等に対する相談体制の充実を図るため、福岡病院アレルギーセンターに県アレルギー相談窓口を設置。
開 設 日：令和2年7月1日
設 置 場 所：独立行政法人国立病院機構 福岡病院
対 象 者：県内在住者、県内在勤者（医療関係者を含む）

- 相談内容：食物アレルギー、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結炎及び花粉症などに関する相談
- ・自己管理や日常生活の留意点に関すること
 - ・症状、薬、検査及び治療に関すること
 - ・保育所や学校等におけるアレルギー対応に関すること 等
- 相談窓口：電話、FAX、メール
- 相談日：（電話）水曜日 10 時～12 時、木曜日 13 時～15 時
（FAX、メール）常時
- 対応者：第 2 第 4 水曜日はアレルギー専門医が当日直接回答
その他の日時は担当職員が質問内容を確認し、後日、アレルギー専門医、小児アレルギーエデュケーター等が回答。

【令和 5 年度実績】

相談件数：98 件

食物	気管支喘息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性鼻炎	蕁麻疹	ワクチン	薬剤アレルギー	その他
50	3	9	7	5	1	11	12

- 福岡県アレルギー相談窓口の周知

【令和 5 年度実績】

ポスターの配布

イオン（令和 5 年 6 月）配布部数：400 部

児童福祉施設等職員向けアレルギー研修会（令和 6 年 3 月 27 日）配布部数：90 部

（４）災害時に備えた啓発の推進

- アレルギー疾患を有する者やその家族に対し、平時からの災害への備えや災害発生時における対応について、ホームページ等で周知を図っている。また、避難所の管理者が食物アレルギーに対応した食品等の備蓄や、避難所等で適切な対応を行うことができるように、「避難所運営マニュアル作成指針」や「災害時健康管理支援マニュアル」等を整備し、市町村に対する周知を行っている。

4 アレルギー対策に関する会議

- 「福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会」

事務局：がん感染症疾病対策課

内 容：現状・課題の把握、医療提供体制の整備、情報提供、人材育成

構成員：学識経験者、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、行政

- 「学校給食における食物アレルギー対応に関する連絡協議会」

事務局：教育庁体育スポーツ健康課

内 容：実態調査の実施結果や食物アレルギー発症事例の共有等

構成員：医師会、小・中・特別支援学校長、養護教諭、栄養教諭、PTA、県教育委員会、市町村教育委員会